

2582	Boden	365	388	491	465	474	376	304	273	253	273	266	258	205	119	98
2583	Haparanda	105	127	140	150	152	139	151	141	87	62	49	42	44	49	21
2584	Kiruna	368	402	437	411	434	455	399	417	462	486	471	494	488	347	294

第4章 南欧諸国

分担研究者 西岡八郎

1. イタリア、スペインの出生動向と家族政策

1. はじめに
2. スペイン、イタリアの出生動向
3. スペイン、イタリアの家族政策
4. さいごに

2. 国別研究：ポルトガル (石田信義)

1. 人口の動向
2. 社会保障制度の沿革と現政権の政策方針
3. 家族手当に関する諸制度

3. 国別研究：ギリシャ

1. 現代社会における子どもの位置
2. 家族・労働政策
3. 家族と子どもに対する認識と政策実現
4. 子どもに関わる現在の社会状況

イタリア、スペインにおける出生動向と家族・労働政策

1. はじめに
2. 近年のイタリア、スペインの出生動向
 - (1) イタリアにおける出生動向の概要
 - (2) スペインにおける出生動向の概要
3. イタリア、スペインの家族・労働政策
 - (1) イタリアの家族・労働政策
 - (2) スペインの家族・労働政策
4. むすび

イタリア、スペインにおける出生動向と家族・労働政策

西岡八郎

1. はじめに

日本では1989年の「1.57ショック」以来、出生率の低迷を背景として広く一般にも人口の問題が注目されるようになり、国においても少子化の問題に本格的に取り組むようになったが、すでに1970年代半ば以降人口置き換え水準以下への大幅な出生率低下現象がすでに始まっており、これは欧米先進諸国に共通する現象でもある。特に南欧諸国は1970年代半ば以降の急激な出生率低下により現在世界で最も低い出生率をもつ国々であり、さらに現在も低下し続けている（図1）。また、これら南欧諸国では他の欧米先進諸国に比較して出生率の低下が遅れて始まっていること、女性の就業の問題（社会進出）が比較的新しいこと、根強い伝統的な家族観を持っていることなど他の先進諸国に比べ日本との共通点も多い。その意味で南欧諸国の状況と日本の比較分析を通じて、超低出生率をもたらす文化的、制度的、あるいは政策的要因を探ることには意義がある。

本報告では、(1)「近年のイタリア、スペインにおける出生動向」で結婚、出生に関する人口動態の動向、つぎに(2)「イタリア、スペインの家族・労働政策」では、現在の家族政策がどのように行われ、イタリア、スペインが直面している問題が何かを説明する。直接または間接的に家族に影響のある政策のうち、家族への経済的サービスや手当を中心に述べる。

2. 近年のイタリア、スペインの出生動向

(1) イタリアにおける出生動向の概要

第二次世界大戦後の落ち込みを経て、1950年代にはイタリアの合計出生率は女性1人当たり2.3人に落ち着いた。1960年代初めのベビーブーム（1964～65年）には2.7人に上昇し、以後減少した。1970年代初めには2.3人になり、70年代に1.2人にまで急減し90年代まで続いている。

この傾向は、地域別再生産行動、出生順位、コーホート出生力を検討することにより理解できる。イタリアは大まかに北部・中部と南部に分けられ、詳細な地域分析（Istat, 1997

年)によれば、出産のタイミングと発生頻度は北部から南部へと徐々に変化している。

北部・中部では、両親は1人っ子を好むようである。子ども数に対する抑制は強いものの、親であることは依然として価値のあることで、他の西欧諸国に比べ無子の女性の割合は低い。対照的に南部では子供2人の家族が圧倒的で1人っ子家族は割合が低い。また、北部と比べて無子の女性の頻度が比較的高い。

パリティ別出生力の動向を分析すると、地域別の差異についてさらに理解が可能になる。北部では、1960年代初めから半ばにかけてのベビーブームに、合計出生率(TFR)が上昇しそれ以降減少した。60年代初期の急増は主に第1子、第2子の出生順位、特に第1子の急増によりもたらされた。この時期にすでに出生力はかなり抑制されていたこと、しかもほとんどが伝統的に嫡出であることを考えると、むしろ女子の経済的な機会が増大したことが原因として考えられる。この時期は経済発展期であり、仕事や家を見つけることが比較的容易であった。しかし、南部は経済発展からとり残され、第3子出生順位以降の出生の減少によってうち消され、上昇傾向がかろうじて認められる程度であった。

全国的にみて地域的な差異が明らかになったが、コーホート出生力を分析しても地域的差異は明らかである。しかし、国家全体として、1920年代に生まれた世代に比べ、期間出生力は減少し続けていること、また、コーホートレベルでの純再生産率は(つまり再生産レベルでは)、1861年のイタリア建国以来、常に1.0以下であることを思い起こす必要がある。

出産のタイミングについては、出産年齢はどの出生順位についても高齢化傾向にある。但し、出生順位の高い出生が減少しているので全体としては低くなっている。第二次世界大戦後に生まれたコーホートは例外で、比較的若い年齢で初産を経験している。しかし、それ以後初産の高齢化傾向が始まり、現在もこの傾向が続きほぼ28歳である。尚、20世紀初めのコーホートについては25歳であった。

(2) スペインにおける出生動向の概要

スペインの出生動向とその要因については以下のように要約できる。1970年代半ば以降のスペインにおける出生率の低下は、非常に急激で短期間に起こり、この人口置換水準を一気に下回る出生力変化は、景気後退に連動しており、政府による制度上の対策、支援はほとんど実施されなかった。また、出生率低下の要因としては、学校教育の普及や経済不況と連動した若者の離家、家族形成の遅れなどの要因が上げられる。

スペインの学校教育では、男女間で進学率の逆転が起きており、現在教育を受けた若い女性の数が男性を上回っている。また、女性の労働市場への積極的な参加と、若者の労働市場への参加の遅れおよび困難さが大きな特徴となっている。とくに、若者の大人への移

行の遅れ、それによる労働および家庭形成（結婚や人口再生産といった）の遅延化は経済状況に呼応している。家族が若者にとっての唯一の緩衝領域となっている一方、若者はその両親と同様の経済、福祉状況のレベルで家庭を築こうという望みを抱いている。さらに、より平等な夫婦の役割を選択するのは、単なる「イデオロギー」ではなく男性の「所得」がなくなり、「物質的な」影響を被ることになるためである。若者の労働市場への参加の困難さは不況による労働市場の変化によりもたらされている。こうした経済状況において、親から独立して生活することの利点はあまりなく、逆にコストが高くつくこともある。こうした成人未婚子の結婚の遅れが出生力低下の要因となっている。さらに、スペインの急激な社会変化により、子供へのサービス・インフラ、社会参加する女性に対し家庭との両立支援策が十分でなかったことなどが出生率低下の背景となっている。

また、出生率の自治州間の地域的差異については、近年では相対的に格差が縮小する傾向にある（図2）。平均初婚年齢は全体に高くなり、婚姻率は低下する傾向がある（図3、図4）。初産年齢は北部地域の自治州を中心に30歳を超える州が3分の1近くになっている（図5）。これは、ほぼ初婚年齢の高い地域に相応する。しかし、出生率と出産年齢の関係、出生率と婚姻年齢の関係いずれとも、自治州間の格差は縮小し分散が小さくなる傾向を強めている（図6、図7）。

3. イタリア、スペインの家族・労働政策

（1）イタリアの家族・労働政策

イタリアには出生力を支援する明確な政策はない。次にその理由をいくつか挙げる。

- a) 1922～1943年のファシスト時代にイデオロギー上の理由による出産奨励策を経験したため、ムッソリーニ以降は出産奨励策が受け入れられなくなっている。
- b) つい最近までは、イタリアに人口問題があるとすれば人口が多すぎることであり、この認識があった。
- c) 例えばフランスにみられるような強い国民感情というものがなく、むしろ国内に様々な帰属意識がある。政治的には中央政府に対抗し、可能な限り地方分権を支持するという流れがあり、思想面では共産党が常に強く、一方ローマ教皇が支援するカトリック勢力も強い。従って、何をなすべきか、「家族をつくる」という個人的なことに国家がどれほど関わるか、伝統的な家族と事実上の家族はどこまで分けて扱うべきか、女性は社会でどんな役割を果たすべきかについて意見は様々である。さらに、第二次世界大戦後は経済再建が優先されたこともあって、このようなやっかいな問題はできる限り避けられた。

しかし、ゆっくりとではあるが変化が起きている。ファシスト時代は遠くに去り、非常

に低い出生率が問題として認識され始め、政治レベルでさえ時折話題になっている。また、多くの社会的・経済的変化が起きている。例えば、今日の若い女性は男性と同様に進学し働く。1975年の「新家族法」以来、もはや家族内で男性優位は存在しないし、1971年から避妊法について自由に広告ができる。1977年以来、妊娠中絶は公然と自由にできるし、1971年から離婚も可能である。女性差別はもはやどの分野でも、特に職場において少なくとも形式的には認められない³。

子供のいる家族に対する公的支援はあるものの、様々な観点からの対策であり、出生自体を支援するものではない。公的支援には次の4つが挙げられる。

- a) 育児休暇と保育サービス
- b) 所得移転（家族手当・減税など）
- c) 住宅・労働政策
- d) 地方政府の施策

a) 育児休暇と保育サービス

イタリアでは5カ月（産前2カ月、産後3カ月）の強制出産休暇により母親となる女性は仕事を休む。雇用されている勤労者の場合、休暇前の給与の80%がこの期間中支払われる。その後、母親には出産後1年以内に6カ月の休暇を取る権利があり⁴、この期間には給与の30%が支払われる。

3歳未満の子供に対する保育サービスはほとんどない。保育施設はこの年齢の子供の5%しか利用できず、不均等に散在していて（中部・北部や大都市に偏在）利用も均一でなく、実際には、サービスが集中している地域に限って不足している。両親が収入に応じて支払う保育料で経費の80～90%を賄い、不足分は地方自治体が補っている。民間の保育施設は稀であり料金も高いので、幼い子供を持って働く母親は親族の助けに大きく依存している（働いていない母親に保育を依頼し、所得移転を行う）。イタリアでは結婚する夫婦は、夫もしくは妻または両方の両親の家から1キロ以内に新居を構える。

3～5歳の子供のための保育施設は、対象となる子供の90%に行き渡っている。このサービスは行政の義務ではないものの、公費負担が大きく保育料は安い。通常、開園時間は午前8:30～午後4:30である。

公的な学童保育施設は、たいてい同じ学校内にあり、ほとんどの場合利用可能で費用も安い。月曜から金曜の間、午後4:30まで子供を預かる。

一般に、授業が午前で終わる初等教育以降、すなわち子供が11歳を超えると、保育サービスは利用できない。

b) 所得移転プログラム

有給出産休暇（上記参照）以外に、賃金労働者、公務員、年金受給者には家族手当が支払われる。但し、極めて厳しい収入調査と子供数に基づく。家族手当が認められるには、総家族収入が3人家族では3400万リラ以下、4人家族では4200万リラ以下、5人家族では4900万リラ以下でなければならない5（Palomba、Menniti、1994年）。1999年の財政法で3人以上の子供がいて経済的に負担がかかる家族に対し、特別援助が導入された。しかし、以上の措置はすべて貧困対策であり、出生を促進するものではない。

扶養している子供（1人につき20万リラ）、扶養している働いていない配偶者（100万リラ）、その他経済的に面倒をみている家族（非就労）のいる納税者に対しては、減税が実施される。さらに、以上の被扶養者のために納税者が負担する教育費、医療費などの費用は税控除の対象になる。

c) 住宅・労働政策

イタリアでは一般的に家族は持ち家に住み（70%以上）、税控除などの政策により長期に亘りその持ち家は支援されてきた。賃貸料を抑制して「貧困者を保護する」政策が1970年代初期に実施され、結果的に賃貸住宅の市場メカニズムを阻害し、住宅所有を促進した。

公営住宅は現在市場に売りに出されており、もはや貧困家族を支援するために使用されていない。しかし、ここで「貧困」とは「住む家がない」という意味で、子供の存在はほとんどあるいは全く考慮されていない。

d) 地方自治体の施策

すでに述べたように、中央政府に対抗し、地方自治体が率先していくつかの施策を実行している6。政策は多数あり、多様でもあるのでここで論じることはできないが、共通しているのは、政策には地方自治体が出資するので対象は地域住民であり、しかも最低期間居住した人が対象となることが多い。これにより、利用できるサービスの著しい地域的な格差という公平面での問題や、すでにイタリアでは非常に少ない国内移動をさらに阻害するという移動性の問題が発生している。

(2) スペインの家族・労働政策

1999年のスペインの合計出生率は1.2で、イタリア1.2、ギリシャ1.3、ドイツ1.3、日本1.4と世界でも最も低いレベルにある。国家がどのように対応をすればよいのか（表1）。今日まで、スペインでは、家族を対象とした政策がフランコ政権の超保守的立場と同一視され、非難されてきた。1975年以降出生力が低下し、極めて低いレベルにあることは認識されている。したがって、こうした状況は急速に変化している。以下に、スペインにおける家族政策の概略を示しておく（表2）。

1) 家族政策の歴史的背景

フランコ政権下（1939年～1975年）では、家族政策がカトリック教義およびファシスト・コーポラティズムと結びつき、出生力は増加し、厳格な性別役割分業に基づく家庭の伝統的価値観が賞賛され、一家の大黒柱としての男性の役割を強化した。

民主化への移行期（1975年～1986年）には、フランコ政権の影響が強く、家族政策は独裁的な過去の政策と同一視され、受け入れられなかった。この時期は、家族関係の規制に影響をおよぼす立法を変えることが優先され、最も重要な立法は、避妊の解禁（1978年）、嫡出子、非嫡出子の法律的平等の認可（1981年）、離婚法（1981年）、中絶の部分認可（1985年）などであった。したがって、明確な目標を掲げた統合的政策ではなく、種々の分野（住宅、教育、労働市場）に部分介入をすることで、間接的に家族に影響を及ぼそうとした。また、この時期には地方自治体の力が強まり、社会や家族の問題に対し独自の政策を実施する地方政府が台頭した。

1986年以降、家族政策を実施する必要性が認識されるようになってきた。家族と伝統的価値観の間の象徴的なつながりはなくなり、さらに、家族が社会不安の吸収剂的役割を果たしているという認識（1975年から1986年にわたる経済危機に先行する期間の失業率の高さを示す指標によって喚起された認識）により、社会保障制度の肩代わりとしての家族に関する議論が復活した。また、自治権を持つようになった地方政府とそうでない地方では、家族支援施策の進展に大きな地域格差が生じた。

2) 家族への支援状況

家族への制度的介入は、直接的な支援策だけでなく、住宅や雇用政策など家族に間接的ではあるが大きく影響する施策が様々な分野で実行に移されているが十分なものではない。スペインでは、若者の親からの自立の遅れが、結婚や出生力の低下の重要な要因となっている。しかし、若者向けの住宅政策は不十分で、スペインの住宅問題の大半は住宅の取得に関するものであり、イタリアや他の南欧諸国同様、国民の持ち家率は高く、賃貸住宅は高価で件数も少なく公営住宅も乏しい状況である。

直接的な政策および手当には、児童手当、妻および夫の出産休暇手当、税制措置、子供および扶養家族である高齢者へのサービスなど、現金給付、時間、家族へのサービスが含まれている。

①児童手当

児童手当はフランコ政権時に始まり、手当の額は開始時の1966年から1990年の間はほぼ一定で、1990年に大幅に改正された。手当が長期間一定であったことは、インフレが進み、賃金の実質増加したために、1家族の所得と比較して手当の価値が下がったというこ

とである。児童手当は1970年には最低賃金の5.6%、1980年には1.1%、1990年には0.5%であった。この1966年以降、配偶者手当、結婚手当も一回に限り支給され、また、第1子誕生手当も給付された（社会保障に関する家庭保護経済給付金法、1966年）。

1990年の改正で、児童手当と一般的な貧困者政策が統合された（保険料負担のない給付金に関する法律）。この改正による従来の手当との変化は3つに大別できる（現在も有効）。以下に示しておく。

a) 非課税の児童手当の創設—改正が実施される以前は、受益者は、所得レベルには関係なく、社会保障に加入している労働者に限られていた。

b) 児童手当の一般支給は廃止となり、所得レベルが最低の国民だけが手当を受け取る権利を有する（ただし、子供に障害がある場合は例外）。

c) 手当に関しては、雇用主ではなく社会保障基金から直接支給する。以前の支給額 月 250ペセタと比較した、貨幣価値の見直しが重要であるが、今だ十分とは言えない。1990年には月額 3000ペセタで、この場合の最低所得は 53,250ペセタ、最低所得のわずか 5.6%であった。

2000年1月に新しい法律が採択された(Real Decreto-Ley)。手当の額を増やし、2つの新措置が承認された。貨幣価値の見直しは、18歳未満の子供および18歳未満の障害者認定を受けている障害者に対する手当に対し行われた。18歳未満の子供の場合、支給額は年 36,000ペセタ（月 3,000ペセタ）から 48,420ペセタ（月 4,000ペセタ）になり、最低所得（2000年では月収 70,680ペセタ）の 4.2%から 5.7%に増えた。障害を持った子供への手当は障害のレベルが 33%以上の場合で、年額 72,000ペセタから 96,780ペセタ、最低所得の 8.5%から 11.4%に増えた。

さらに2つの新しい手当が導入された。

a) 複産に対する割増し手当を支給

b) 第3子からは一人につき 75,000ペセタの手当を支給

この2つの手当は子供の誕生月に支給される。a)に関しては所得制限を実施しないが、b)に関しては所得制限が行われる。手当の受給資格が認められる最高所得額を毎年具体的に示し、第3子からは子供1人に対して 15%ずつ増加する。

②有給出産休暇および近親者の介護手当

スペインでは有給出産休暇がここ数年注目されている。1989年以降、期間およびその内容に関して種々の改正が行われてきた。1989年、出産休暇の期間が 14週間から 16週間に延長され、1年間は職場復帰が保障されるようになった。職場復帰の保障期間は延長され、父親にも同様の権利が与えられた（最高 4週間）。

1994年、休職中の手当は母親の所得の75%から100%に増額され、手当を受け取るのに必要な保険料支払い期間は1年から180日に短縮された。手当は社会保障基金から直接支払われる。出産休暇は、労働不能期間であるという考えを止め、出産休暇と見なすようになった。

1995年、最低1年間育児休暇を受ける従業員を新規採用する会社に対して税が控除されることから、自発的に休職できるようになった。

1999年11月、「家族と労働者の職歴とを調整するための」法が承認された。父親の出産休暇権が増え、以下のようになった。

- a) 母親は16週間の出産休暇のうち10週間を父親に替わってもらうことができる（前法律ではわずか4週間であった）。最初の6週間は母親に義務づけられている。
- b) 母親と父親が同時に育児休暇を取ることが可能である。ただし両者合わせて有給休暇が16週を超えないこと。
- c) 母親死亡の場合は、新法では父親が16週間まで、または母親死亡後の残りの出産休暇を取ることができる。前法ではわずか6週間であった。
- d) 子供および養子のための育児休暇も認められるようになり、その期間は子供の年齢に応じて変えるのは止めて、7歳以下の子供の場合、一律16週間の有給休暇が取れるようにした。
- e) 新しい手当として、妊娠時に大事をとる必要がある場合休暇を取ることが認められた。その場合基本給の75%が支給される。

しかし、新しい法律の基本部分は、家族や親族が老齢、事故、障害により自己ケアができなくなった二等親までの親類縁者を家庭で介護するという、労働者への非経済的保護が拡大したことである。前法では、幼児の世話をする場合に限られていた。介護休暇は無給であるが、仕事は保証される（親族介護の場合は1年間、出産の場合は3年間）。休暇または仕事量を減らすことは、男性労働者と女性労働者それぞれに考慮されている。

③税法上の家族

1978年、新しい近代税制がスペインに始めて導入された（IRPF）。この税制による家族政策には2つの基本事項がある。

- a) 「家族課税金」の取扱いと、b) 家族の定義である。

まず、a) に関して、新法IRPF（1998年）は、前法（1991年）を大きく改訂したものである。新IRPFでは、「家族課税金」が、課税対象元金、つまり納税者の支払能力を試算した額に組み込まれる。この考えでは、IRPFの課税対象元金を減額した必要最低額を決める。この必要最低額は、法律制定者の観点から、所得を得るのに必要な全経費を合計したもの

である。同法では、入手可能な所得を課税の対象としている。この入手可能な所得とは、納税者個人と同居している家族の基本的なニーズ（必要経費）を引いた使用可能な所得のことで、家族および本人の必要最低額として法律で定めている。

この「必要最低額」は家族や納税者の状況によって様々で、論理的には所得を得るのに必要な経費に応じて、国民が支払わなければならない税金を決めようというものである。この「家族課税金」の取扱いは、税額控除の削減で、前法では課税対象所得を減額して「家族課税金」を課するのが一般的であった。家族および納税者の最低額には、前 IRPF の割当て額に認められていた家族および納税者の控除額が含まれている。病気、家賃、子供に関する経費に対する控除はなくなった。一方、IRPF 改正以前にあった、両親が働いている幼稚園児への控除（経費の約 15 %）が改訂によりなくなり、その代わり非納税者の最低額が設定された。子供の年齢が 3 歳以下の場合はその額を増やした。

家族の定義に関しては、1991 年の法律で 2 形態が決められた。

- a) 法的に別れていない 2 人の配偶者と未成年および障害を持った成人の子供からなる家族。
- b) 法的に別れている場合、または結婚していない場合、母親または父親と a) で述べた条件を満たした子供からなる家族。

同時に 2 つの家族に所属することはできず、結婚した夫婦は同一の家族で、結婚していない場合は家族と見なさない。結婚していない夫婦で子供がいる場合は、子供は両親またはどちらかの親といっしょで 1 つの家族となる。子供が両親と生活している場合、他の法的解決策はなく、（たくさん子供がいる場合）一人一人の子供が別々の親と暮らしている場合でも、それを合わせて共同で税の申告をすることができる。しかし、家族は 2 つまでとする。

新法では、納税者が一つの家族に所属しているという事実が考慮される。なぜかというところ、新法では共同での税の申告が可能となり、前配偶者扶養料の税控除、持ち家への投資に対する減税、子供の養育費支援の税措置、非納税家族の最低限度などの措置が組み込まれているからである。

IRPF がスペインに導入されたとき、共同での税申告は既婚の両親に限られていた。1989 年、憲法裁判所で、この共同税申告は憲法違反であるとの判断が下った。累進課税の場合、夫婦二人の所得総計を考慮しないため、既婚夫婦で共に所得がある場合は不利である。1989 年以降、既婚夫婦の場合、個人で申告するか夫婦共同で申告するかを選択できるようになった。これは、夫婦両方の所得を合わせて共同で申告することで、累進課税のマイナス面を是正している。この場合、共同申告した家庭が有利な措置を受けられるということでは

なく、現実に不利になる場合もある。個人で申告するか共同で申告するかを選択できるのは新 IRPF でも同じだが、家族への収入を個々に扱うという問題が残る。家族税措置に共同申告しても何のメリットもない同法は、厳しい個人税制度である。

④幼稚園などの保育サービス

就学前教育（0歳児から6歳児まで）の大部分が、1970年の教育一般法により、教育制度に導入された（Ley General de Education）。しかし、同規定には強制力がない。スペインの主要な教育改革の最後は1990年である（Ley Organica General del Sistema Educativo-LOGSE）。就学前教育はこのLOGSEに定められており、「幼児教育」と名づけられた。幼児教育は0歳児から3歳児と、3歳児から6歳児の2段階ある。スペイン憲法では、教育に関する法的権限は地方政府にある。「幼児教育」は義務づけられてはいないが、LOGSEではその教育性を明確に認め、少なくとも理論上では単なる幼稚園事業とは考えていない。

実際には、就学時前教育および幼児に関する公的な規定は、0歳児から3歳児、3歳児から6歳児といった段階を考慮している。第1段階（0歳児から3歳児）の幼児教育について、教育科学省は教育的段階には全く関知しておらず、資金は地方政府、地方自治体、社会福祉省から出ている。社会福祉省は不利な立場にある家族に対して主に働きかけ、LOGSE原則にもかかわらず、民間部門に第1段階の幼児教育を受け持たせている。

4. むすび

最近のイタリア、スペインの出生力低下傾向は、役割分業をモデルとする相補的家族からより平等主義家族へと家庭の移行が進むのと同時に進行してきた過程として理解できる。この観点から、一時的な是正策としての単なる人口政策目標を備えた措置を正当化するのには難しい。したがって、急速な変化によるストレスで最も「損傷を受けた」世代の個人の、現在および将来の生活水準を向上させるのに適した行動を考えていく必要がある。

同じ理由から、出生力を維持していく政策として、存在しない動機を作ったり、特定の出産よりもそれ以外の出産（何らかの順位やある種の家庭から生まれる子供など）を優遇することはできない。こうした政策は、国民のプライベートな生活に干渉するというマイナス行動を引き起こすことが予想される。反対に、出生が望まれるような、つまり出生を期待して待つような、促進するような自然な政策が賛同を得る。

この観点から、3つの主な目標が提言できる。

(1) 家庭形成の遅発を防ぐ

若者が家庭を築くのが遅くならないように、自分たちの可能性を実現できる方法を検討

すべきである。親元から離れ、経済的に自立し、家族を形成することを同時に行えるように働きかけることが必要である。そのために、男女の労働安定性を強化するとともに、労働市場の統合、若者の経済的自立を促進することが望ましい。

教育、職業、家族形成の3つすべてを同時に実現することである。教育資金獲得の形をできるだけフレキシブルなものにし、教育のために親元を離れるのが遅くなるのを減らすべきである。一方、南欧諸国、特にスペインでは女性同様に男性のパートタイム労働が他の欧州諸国ほど多くない。パート契約が長期にわたった場合、キャリア的に劣っていることにならないよう、退職時の権利が軽減されないように、パート契約と職業の安定が同時に得られるようにすべきである。

同じ理由で、持ち家であっても賃貸であっても、若者が家を手に入れやすいことが望ましい。世代間移転に関する調査結果より、またEU南欧諸国において持ち家が多数であることから、世襲財産の譲渡を容易にすべきである。親の遺産を子供が相続するのが過去にそうであった程多数でないとしても、生存中の譲渡および遺産相続が明らかに孫のためになり、新しい家庭を築く刺激になる。

(2) 私的な部分、特に家族生活と公的な部分、特に労働市場と折り合うことで、既存の家族を支援すること。

子供にかかる費用を減らす目的のサービス同様、特定の労働と財政改革を検討すること。仕事によりフレキシブルであり、出産手当が増え、出産休暇が延長されるよう検討するのが望ましい。学校と労働スケジュールの両立、幼稚園ネットワークや障害児への手当とサービスの拡大を促進すべきである。

既存の家族は、子供の年齢とは無関係に、家族構成の特殊性やそれぞれの地域や国特有の形態を考慮した特定措置により、世代間の関係を支援することが望ましい。画一的な支援策では逆効果である。こうした世代間の支援関係が続くよう促すべきである。そこで、大人または初老の世代が、容易に自活しつづけることができるよう、高齢者や自分の子供たちに提供できる支援やサービスの手助けをすることが必要である。

(3) 現在の家族移行の過程を推進している女性の役割の変化を促進すること。

本報告で論じているように、男女の役割の平等性は、家族の移行と呼んでいる過程での最も重要な変化の1つである。伝統的役割分担をモデルとする相補的家族から、平等主義家族への変化は、移行半ばにある家族に大きな不安を与える。そこで、この過程を完了することができるような支援策を奨励する。

若者世代の女性の新しい側面からみると、キャリアを積むことが再生産行動より先で、そのため女性の仕事と仕事の蓄積を保証するような政策があれば、より早く家族形成をす

る可能性が高くなる。

図1 各国の合計特殊出生率の推移

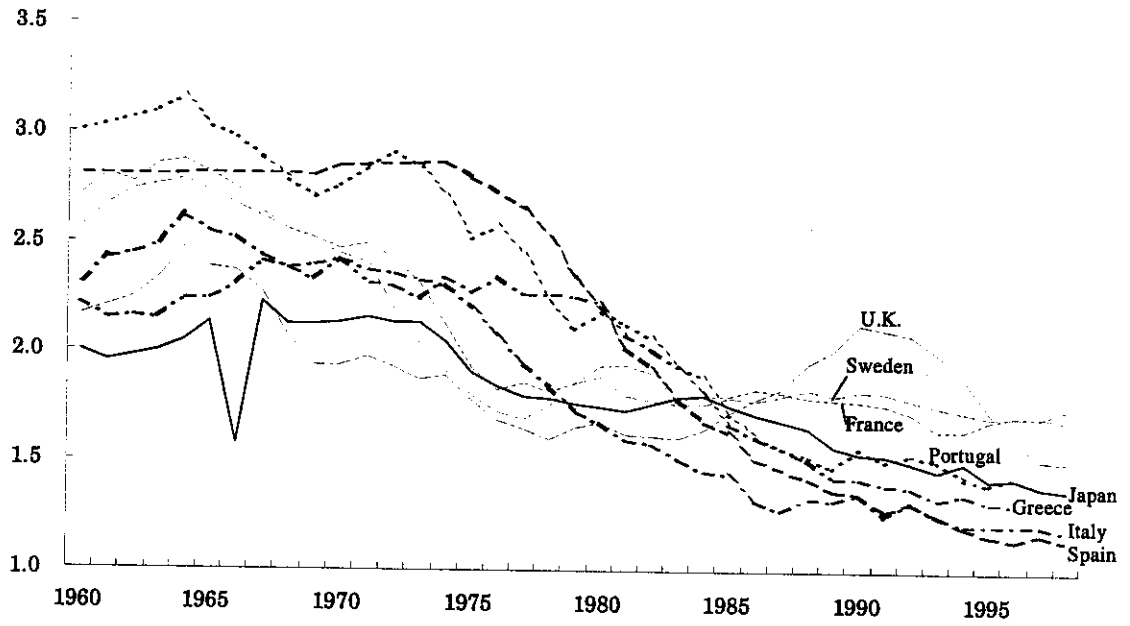
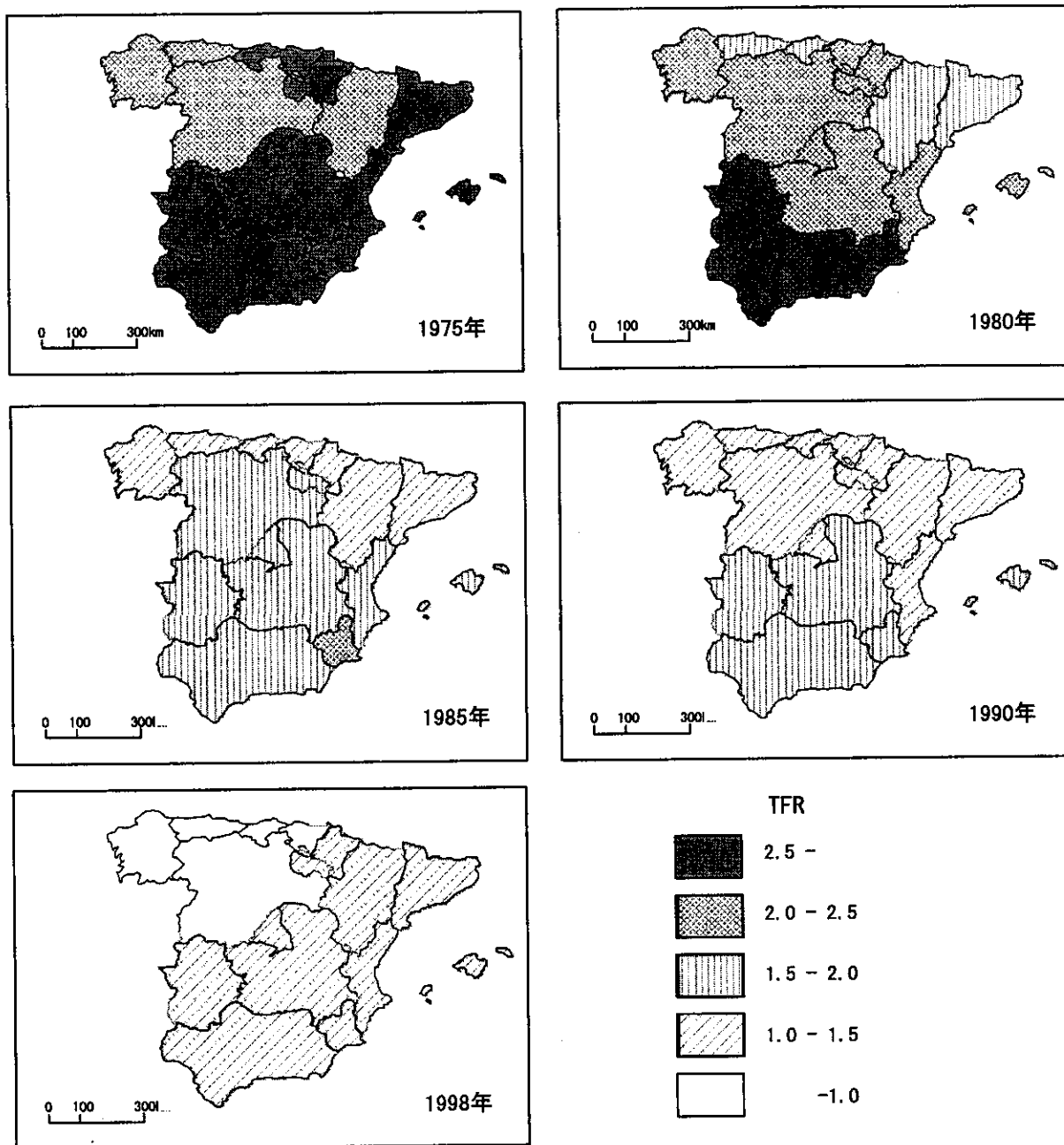
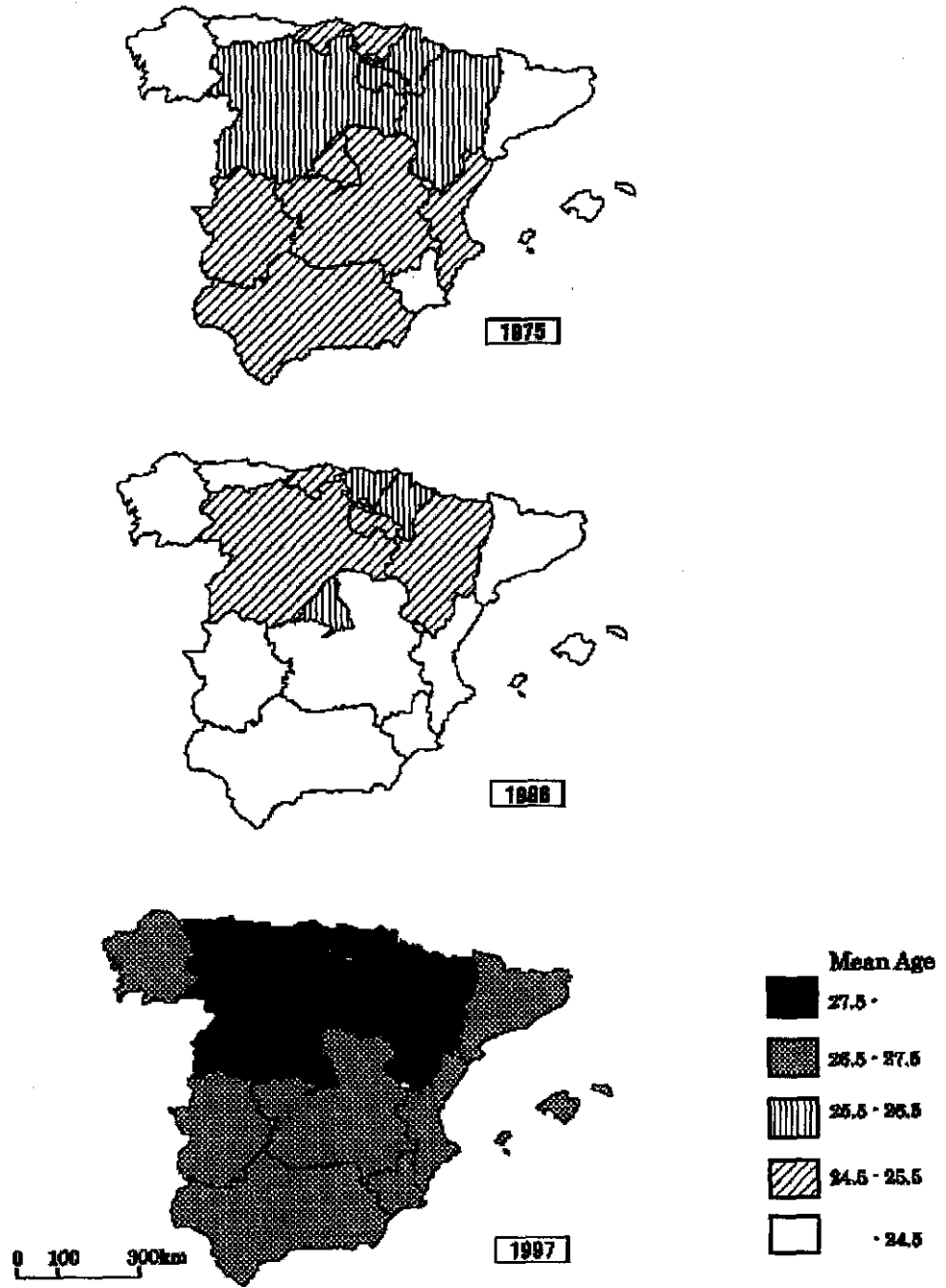


図2 スペイン自治州別合計特殊出生率の推移 (1975-1998年)



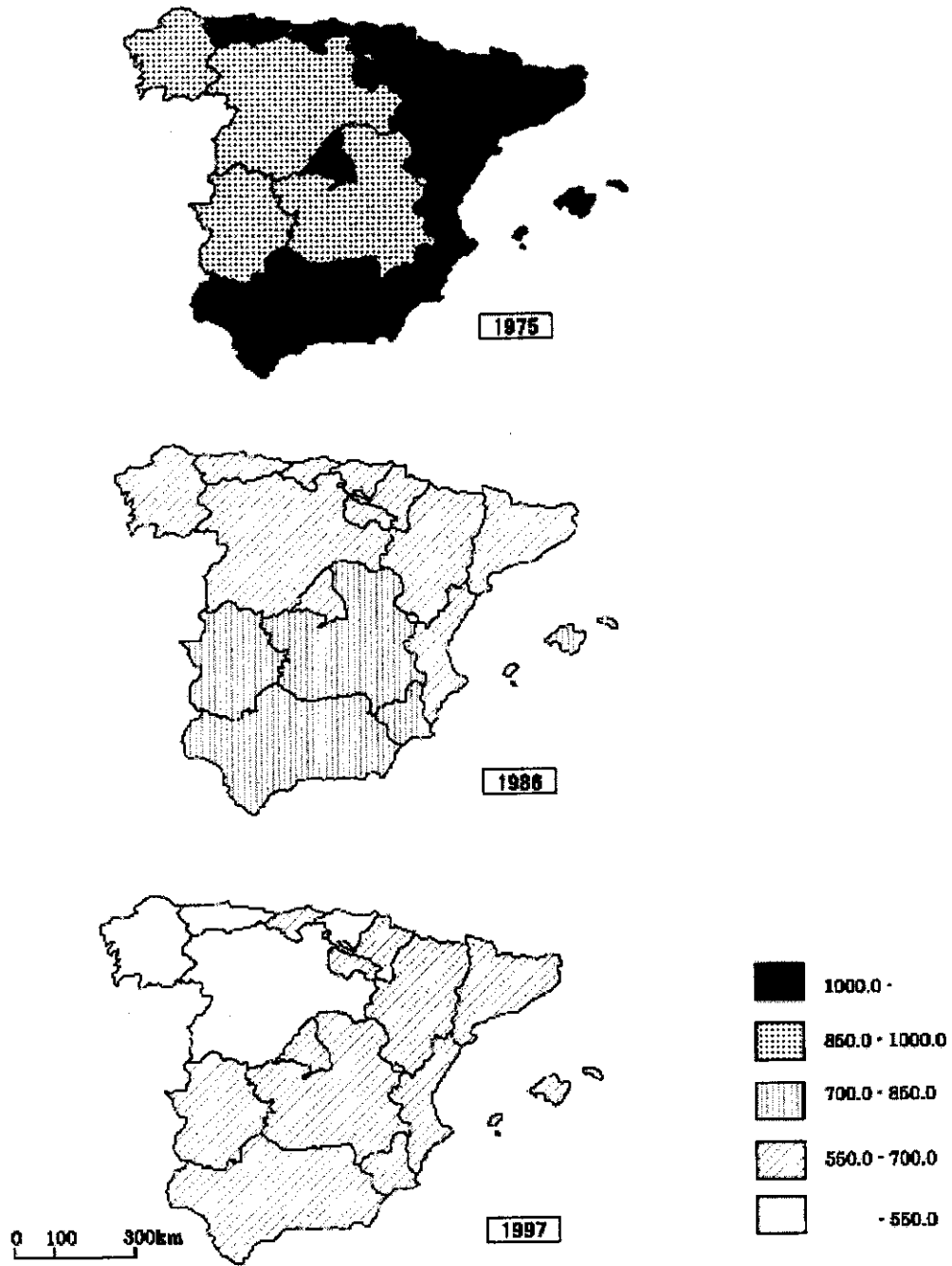
出所: Elaboration from Spanish Registers and Censuses

図3 スペイン自治州別平均初婚年齢の推移



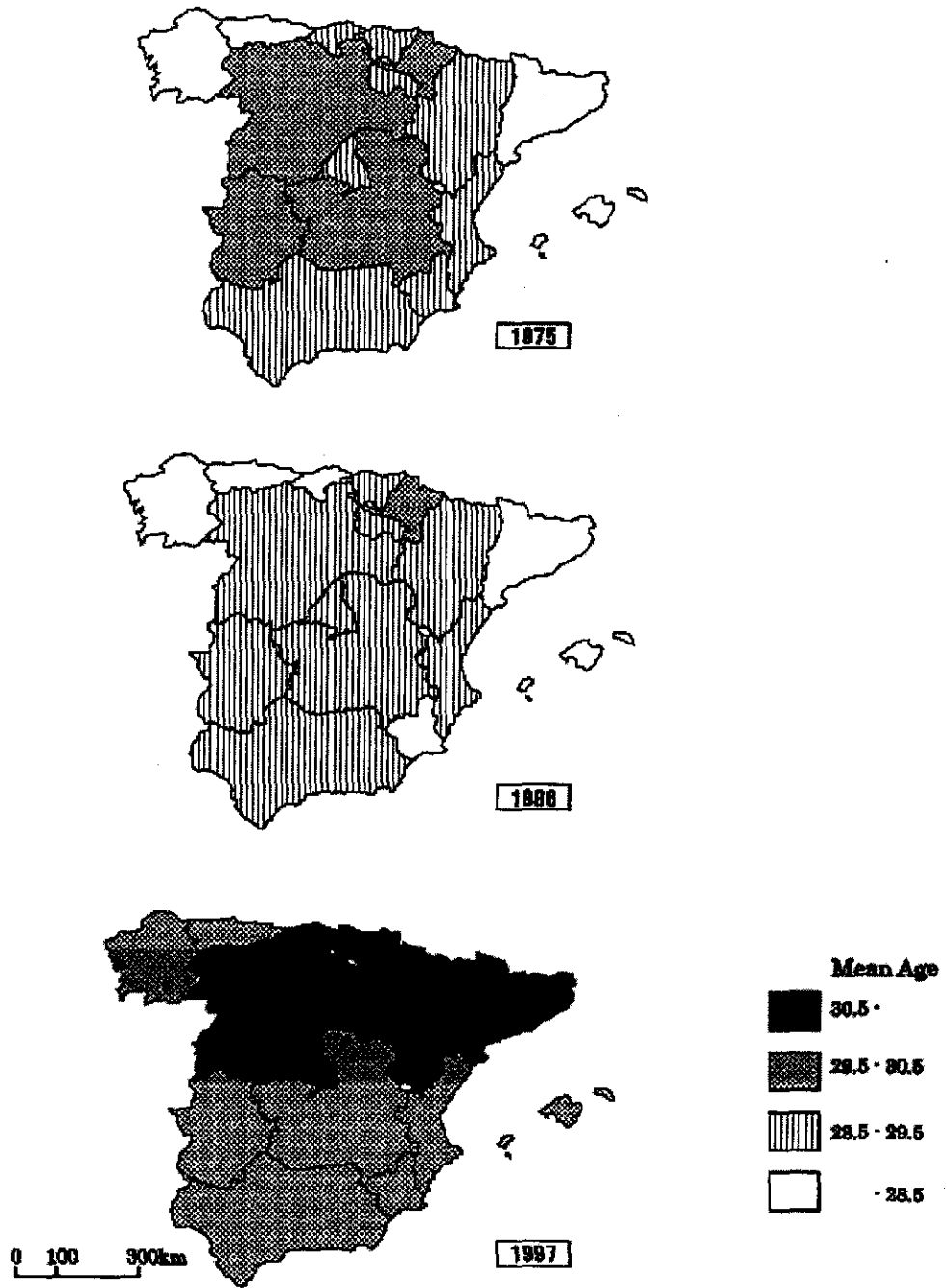
出所：Elaboration from Spanish Registers and Censuses

図4 スペイン自治州別婚姻率の推移



出所：Elaboration from Spanish Registers and Censuses

図5 スペイン自治州別平均初産年齢の推移



出所：Elaboration from Spanish Registers and Censuses